



# 2023 HIROSHIMA **SHOGIN** **DISCLOSURE**

ディスクロージャー誌

つながるココロ、つなげるミライ。  
 信用組合 **広島商銀**

# 当組合の概要(令和5年3月末現在)

本店所在地 広島市中区西平塚町4番12号

創業 昭和36年11月1日

出資金 6,784百万円

組合員数 31,168人

店舗数 11店舗

常勤役職員数 147人

営業地区 広島・山口・島根・鳥取

高知・愛媛・香川・徳島



## 「社章の由来」

外枠に幸運のしとされる四葉のクローバーを象り、組合・組合員・役員、そして地域社会の四者の強い連携を企図しています。

また、中に水の都の特色である川をあしらって、広島商銀の地域性を表しています。

つながるココロ、  
つなげるミライ。

私たちは、どんな時代にあっても、つながる心を大切にします。  
そして、お客さま一人ひとりの夢の実現と  
地域の発展につなげていきます。

## 目次

当組合の概要	1	総代会制度	16
ごあいさつ	2	役員等の報酬体系	18
経営理念・ビジョン	3	組織図・役員一覧等・組合員数・職員数	19
当組合のあゆみ	4	財務諸表(貸借対照表)	20
業績ハイライト	5	財務諸表(損益計算書・剰余金処分計算書)	21
中期経営計画	6	貸借対照表・損益計算書の注記事項	22
地域活性化への取組状況	7	主な経営指標等について	24
コンプライアンス(法令等遵守)	11	営業の状況(預金、融資、有価、為替、各業務)	25
顧客保護等管理方針	12	金融再生法開示債権の保全・引当状況	27
金融商品に係る勧誘方針	12	自己資本の充実の状況等について	28
反社会的勢力に対する基本方針	12	主要な事業の内容(預金業務・融資業務・その他)	33
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策	13	手数料一覧	37
苦情処理措置及び紛争解決措置等の内容	14	地区一覧・店舗一覧・ATM設置状況	38
リスク管理体制	15		



## ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧とご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

本年も皆さまに安心してお取引いただけるよう、第62期(令和4年度)経営方針、業績、事業内容、活動状況などを取りまとめた「2023ディスクロージャー誌」を作成しましたので、ご高覧いただき、当組合へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

令和4年度は、コロナ禍及びウクライナ情勢の長期化による原材料価格の高騰や供給面での制約・為替動向等による物価上昇などにより、家計・企業活動は厳しい状況となりましたが、一方では、ウィズコロナの下で行動制限等が緩和されるなど、社会経済回復への兆しも見えてきました。

このような環境下、当組合は、地域密着型金融をビジネスモデルとする第7次中期経営計画を策定し、コロナ禍の影響を受けている中小事業者等への支援をはじめとする諸施策に取り組んでまいりました。

令和5年度は、第7次中期経営計画の中間年度として、引き続き基本戦略(営業戦略・組織戦略・人材戦略)に対する諸施策を推進し、健全性の向上に努めてまいります。

当組合はこれからも、全役職員の行動規範に掲げる「信頼」「挑戦」「共創」を徹底し、地域のお客さまに視点を合わせた活動に邁進してまいりますので、今後とも、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

令和5年7月

理事長

井上一成

# 経営理念・ビジョン

## 【信用組合とは】

「相互扶助」を理念とし、中小企業・小規模事業者等や地域の生活者がお互いに支え合い、夢をかなえるために、一人ひとりが預金しあい、必要な時に適切な審査のもとに融資することを使命とする「中小企業等協同組合法」に基づく協同組織の金融機関です。協同組合である当組合は、組合員の利益を第一に考え、組合員の発展に貢献するとともに、金融事業の他、社会貢献事業においても積極的に取組んでいます。



## 経営理念 Mission

私たちは、設立理念である「相互扶助の精神」に基づいた良質なサービスをお届けし、お客さま一人ひとりの夢の実現と地域の発展に貢献します。

## 経営ビジョン Vision

私たちは、地域社会に必要とされるオンリーワンの金融機関を目指します。

- ・お客様により近い目線で、お客様に寄り添って、お客様を理解することができる信用組合へ
- ・お客様のニーズに合ったタイムリーなサービスの提供ができる信用組合へ
- ・自己資本が充実し、健全性の高い信用組合へ
- ・職員満足度が高く、生き生きと働く職場環境となっている信用組合へ

## 役職員の行動規範 Values

### 一. 信頼

私たちは、常に聴く、寄り添う、理解する心で、お客さまの信頼に応えます。

### 一. 挑戦

私たちは、常に自らの役割を自覚し、強い意志で、挑戦し続けます。

### 一. 共創

私たちは、常にお客さま目線で考動し、共通価値の創造に努めます。

## 当組合のあゆみ

昭 和	
36年11月	信用組合広島商銀 設立(広島市金屋町に本店事務所を開設)
37年11月	本店事務所を広島市銀山町へ移転
38年 6月	福山支店を開設
39年 9月	呉支店を開設
41年 1月	西支店を開設
43年 5月	海田支店を開設
47年 5月	古市支店を開設
48年12月	本店事務所を広島市中区西平塚町へ移転
54年 3月	マイフルひろしま オンライン稼働
55年 5月	西支店を広島市西区都町へ移転、土橋出張所を開設
59年 5月	東支店を開設
8月	全国銀行内国為替制度へ加盟
62年 8月	全国信用組合間現金自動支払機の相互利用開始
平 成	
2年 7月	都銀・地銀とのCD提携による取扱開始
3年 2月	地域代金回収システム(HIT-LINE)の取扱開始
2月	第二地銀・信金・農協・労金とのCD提携による取扱開始
5月	第三次オンラインシステム稼働開始
8年 6月	五日市支店を開設
11年 2月	山口商銀・島根商銀の事業を譲受、営業区域拡大(広島・山口・島根及び鳥取の4県)
12年 4月	郵貯とのCD提携による取扱開始
11月	土橋出張所を西支店へ統合
13年11月	高知商銀の事業を譲受、営業区域拡大(四国4県を追加)
10月	福山支店を福山市霞町へ移転
16年 5月	セブン銀行とのATM提携による取扱開始
19年 8月	下関支店を下関市秋根西町(旧新下関支店)へ移転
21年 8月	松江支店を古市支店へ統合
23年11月	創立50周年
24年 5月	海田支店を新築移転
28年 2月	萩支店を山口支店へ統合
29年 2月	東支店を海田支店へ統合
令 和	
元年 5月	全国信組共同センターへオンラインシステム移行
2年10月	インターネットバンキング取扱開始
3年11月	創立60周年
4年 2月	宇部支店を山口支店へ統合、岩国支店を徳山支店と五日市支店へ統合
5年 4月	電子交換所開始

# 業績ハイライト

## 【預金・貸出金等の状況】

預金は、個人組合員向け「プレミアム・メンバーズ定期預金」が残高伸長を牽引し、前年度に実施した山口県内2店舗統廃合の影響も小さく、個人預金残高は1,425億円(前期末対比26億円増)、期末預金残高は期初計画を上回る1,610億円(前期末対比26億円増)となりました。なお、借用金である当座借越348億円(前期末対比1億円減)は、日銀貸出金增加支援制度の活用に伴う資金借入(年利0%)であります。

貸出金は、コロナ禍の影響を受けた中小事業者等への金融支援をはじめ、新規事業者開拓や資金需要が活発な取引先への融資推進を展開する中で、積極的なオーバランス(債権額10億31百万円)を実施した結果、期末貸出金残高は1,171億円(前期末対比5億円減)となりました。余資運用勘定である「預け金」は預金残高の伸長もあり前期末対比8億円増の763億円、「有価証券」は債券市場の動向と金利リスクに注視しながら、一定の収益貢献を目的に新規購入を行った結果、期末残高は118億円(前期末対比22億円増)となりました。

〈預金・貸出金の推移〉

(単位:百万円)



## 【損益の状況】

損益状況については、コロナ禍による営業活動抑制の長期化や、他行競合を要因とする貸出金利の引き下げ圧力はあるものの、貸出金利息収入は前年度水準を維持し2,810百万円(前期対比8百万円増)、余資運用利息収入は運用残高の増加により、資金利息は2,512百万円(前期対比1百万円減)となりました。

経常費用は、キャンペーン商品好調の影響で資金調達費用は若干増加しましたが、経費については前年度に実施した店舗統廃合に係る関連費用の減少及び職員の待遇見直しに係る一時費用の減少により2,798百万円(前期対比12百万円減)となりました。また、貸出資産の健全性を高めるため貸出金償却・売却処理のほか、将来損失への備えとして個別貸倒引当金242百万円の積増し、一般貸倒引当金は新たな予防的引当方法の追加など134百万円の積み増し等を行った結果、経常利益は377百万円(前期対比44百万円増)、当期純利益は194百万円(前期対比8百万円増)となりました。

〈資金利息の推移〉

(単位:百万円)



## 【出資金の状況】

出資金は、事業の廃業や相続などによる脱退はあったものの、新規加入・増口などにより、出資金残高は前期に比べ216百万円増の6,784百万円となりました。

なお、組合員数は、個人28,767人、法人2,401人、計31,168人となりました。

〈出資金の推移〉

(単位:百万円)



## 【自己資本比率の状況】

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を表す重要な指標で、分子である自己資本の額は、出資金や内部留保の増加などにより107億円(前期末対比4億円増)となり、分母であるリスク・アセット等の額は貸出金の伸長はあるものの運用構成の変化により1,297億円(前期末対比25億円増)となったことから前期比0.24ポイントアップの8.25%となりました。

なお、国内基準である4%を上回っております。

〈自己資本比率の推移〉

(単位:%)



# 中期経営計画

当組合の第7次中期経営計画では、取り巻く経営環境などを踏まえ、最重要経営課題を「健全性の維持・向上」「収益力の強化」「経営の効率化」として、それらの実現に向け、お客さまに視点を合わせた3つの基本戦略に取組みます。

新型コロナウイルス感染拡大から約3年がたち、「ウイズ・コロナ」での新たな生活様式が徐々に定着してきた中で、当組合に求められる役割はこれ以上に大きくなります。

このために、徹底した営業活動を展開し、お客さまとの信頼関係(リレーションシップ)を一層強化するチャンスと捉え、中長期ビジョン実現への2ndステージである第7次中期経営計画を全力で取組みます。

## 2nd ステージ 2022～2024年度 第7次中期経営計画

## 3rd ステージ 2025～2027年度 第8次中期経営計画

## 1st ステージ 2019～2021年度 第6次中期経営計画

### 3つの基本戦略

#### 営業戦略：お客さま・地域とのリレーションシップの強化

- ・お客さまとの関係性を重視した営業活動を展開します。
- ・地域社会への貢献により企業価値および存在感を高めます。

#### 組織戦略：お客さまの視点に立った営業体制の強化

- ・お客さまの利便性・サービス向上への営業体制強化を図ります。
- ・業務の効率化および適性化により生産性向上を図ります。

#### 人財戦略：お客さまと柔軟に対応できる人財の育成・強化

- ・自ら判断し行動できる自律性の高い職員を育成します。
- ・職員が意欲的に働くことができる職場環境を整備します。



### 経営管理態勢

- 経営理念の浸透とコンプライアンスを最重視する意識の徹底
- リスク/リターンの適切な評価、ポートフォリオの最適化に向けたALM体制の構築
- 統合的リスク・信用リスク管理態勢の強化
- マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の強化
- サイバーセキュリティ管理の高度化

# 地域活性化への取組状況

## ■ ショーギンSDGs宣言

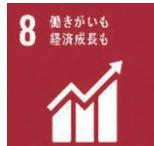
当組合は、1961年11月1日の創立以来、相互扶助の精神のもと地域経済の発展に寄与し、令和3年11月創立60周年の節目に、「ショーギンSDGs宣言」を発表しました。

これまでの歩みは、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」と理念を同じくするものであり、これからも地域社会に必要とされるオンリーワンの金融機関を目指し、地域経済の発展と地域社会の持続的な繁栄に向けた取組みを実施しております。

## ■ 広島商銀のSDGsへの取組み

### 地域経済の活性化への取組

- ◆ 中小事業者への本業支援  
(事業性評価・生産性向上融資の取組)
- ◆ 中小事業者の経営改善、事業再生支援
- ◆ 創業支援、第二創業支援
- ◆ 事業承継支援
- ◆ 業務提携先との連携による事業者支援



### 地域社会への貢献

- ◆ 献血運動の実施(しんくみの日週間)
- ◆ 地域清掃活動(ロードボランティア)の実施
- ◆ しんくみピーターパンカードによる寄付金
- ◆ マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策
- ◆ 特殊詐欺の撲滅に向けた取組
- ◆ Bリーグ「広島ドラゴンフライズ」のサポーター就任



### 環境保全への取組

- ◆ 再生可能エネルギー関連融資の取組
- ◆ クールビズの実施
- ◆ 電力使用量の削減、LED照明の導入
- ◆ 災害、感染症等への対策



### 人材育成の取組

- ◆ メンタルヘルス・ストレスチェックの実施
- ◆ 各種資格取得の推進
- ◆ 階層別研修・eラーニング研修の実施
- ◆ 女性職員の活躍の推進
- ◆ 育児・介護休業制度、有給休暇取得の促進



# 地域活性化への取組状況

## ■ 中小企業の経営改善および地域の活性化のための取組み

### ● 中小企業の経営支援に関する取組方針・態勢

当組合は、相互扶助の理念に基づく地域密着型金融に徹し、中小企業・小規模事業者のお客さまに対して資金等の円滑な供給はもちろんのこと、お客さまの事業内容や成長可能性の適切な評価を実践し、様々なニーズや経営課題の解決に向けた最適なソリューションの提供により、お客さまの中長期的な成長の支援に努めてまいります。

当組合は、2014年1月に中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定され、経営改善計画策定のサポート等を実施しております。また、右の外部機関・外部専門家等と連携し、専門的で幅広いコンサルティング機能の提供ができる態勢をとっています。

#### ● 中小企業支援ネットワーク

- ・中小企業再生支援協議会
- ・政府系金融機関
- ・認定支援機関
- ・信用保証協会
- ・よろず支援拠点
- ・経営支援センター

### ● 金融円滑化への取組み

当組合は、地域社会との強い信頼関係で結ばれた頼りがいのある「ショーギン」として、お客様の悩みと一緒に考え、問題の解決に努めて行くために、全役職員が一体となって、中小事業者や個人のお客さまの金融円滑化に取組んでいます。

お客さまからの各種ご相談にお応えするために、全店に「金融円滑化相談窓口」を設置しております。

- 借り入れ条件の変更等や円滑な資金供給に努めます。
- 関係機関との連携を図りながら金融の円滑化に努めます。
- お客様のライフステージに応じて経営改善に向けた積極的な支援に努めます。

### ● 経営者保証に関するガイドラインへの対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するために「経営者保証に関するガイドライン研究会」が公表した『経営者保証に関するガイドライン』及び『事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特例』の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからの相談を受けた際には真摯に対応する態勢を整備しています。

当組合では、借入の申込み時や保証契約の更改、事業承継などの機会に「経営者保証に関するガイドラインへの対応方針」を説明し、経営者保証の必要性について、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の一体性や財務基盤等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

#### 【経営者保証に関するガイドラインの取組み状況】

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	53 件	51 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.38%	5.72%
保証契約を解除した件数	3 件	5 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	—	—

**経営者保証に関するガイドライン**  
をご存じですか

【経営者保証に関するガイドライン】は、中小企業（小規模事業者を含む）の経営者が金融機関等と連携している個人保証（経営者保証）について、保証契約を締結する際に、金融機関等の代理者が保証契約を認め難い場合における、中小企業・金融機関が共同で約定したルールを定めたものです。（平成26年1月日から制度がスタートしています。）

当組合では、法人そのものの、中小企業投資金・金融機関の分野で革新し、進歩することを目指しています。

■ 借り入れ条件の変更等や円滑な資金供給に努めます。  
■ 関係機関との連携を図りながら金融の円滑化に努めます。  
■ お客様のライフステージに応じて経営改善に向けた積極的な支援に努めます。

**中小企業経営者の皆様へ**

**財務基盤の強化**に向けた  
**収益力改善**への取組等を通じて  
**経営者保証が解除**できるかもしれません

**経営者保証**

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の**連帯保証人**となることを**経営者保証**といいます。この経営者保証は、**財務基盤の強化**に向けた**収益力改善**への取組等を通して、**経営者保証に係るガイドラインの要件**を充実することで、解消に繋がる可能性があります。

（注1）経営者保証に関するガイドライン3種作成（詳細は右のQRコードから）  
（注2）財務基盤の強化、法人側の一日一回の経営、財務機関の日々適切な連携等

**収益力改善**

支那機関（4）を活用して、**収益力改善**に向けた**事業計画の策定費用を充実する制度**があります。（詳細は右のQRコードから）  
**『経営改善計画策定支援事業』**

（注1）中小企業活性化法にに基づいて開設された、販路や生産財需要の専門的知識や実績のある支援機関の支援による支援制度です。（詳細は右のQRコードから）

**経営者保証延滞にかかる以下の金融機関交渉費用も支援対象**

- ・金融機関との交渉を依頼した場合の弁護士費用
- ・経営者自身で交渉するためのサポート費用

（注2）別明細書で金融機関からの賃貸料に応じてための保証料や賃料等です。  
（注3）以外は保証機関が支払うべき料金になります。

ご相談は、お取引のある金融機関又は別明細書に記載の金融機関まで！

経営改善計画策定支援事業の利用に関するご相談は、  
お近くの中小企業活性化協議会へお問い合わせください。  
(右のQRコードから)

# 地域活性化への取組状況

## ■ 地域社会への貢献

### ● しんくみの日週間

当組合全店で、「献血運動」、「ボランティアセンターへの協力」、「清掃活動」など、さまざまな奉仕活動等を行っております。

エコキャップの回収活動では、J C Vへの寄附金となり、子供達へのワクチン接種となります。



呉支店では、毎年、しんくみの日には「かしの木」の実演販売しています。



本店営業部では、毎年、しんくみの日には「清掃活動」を実施しています。

### ● お客さま感謝イベント

当組合では、営業店ごとに、日頃より、ご来店くださるお客様にイベントを実施しております。



<海田支店イベント>



<福山支店イベント>

### ● 「飲酒運転ゼロプロジェクト」への取り組み

当組合は、「H I R O S H I M A 飲酒運転ゼロプロジェクト」に協賛し、若年層に向けた取組や飲酒運転を回避するための活動やアルコール依存症に悩む方へ情報発信など公共性の高い企画に賛同しております。

### ● 「創立60周年記念行事」

当組合は、「創立60周年記念行事」として、令和4年7月21日に、お客様感謝イベント抽選会を実施しました。郵送抽選ハガキ14,555枚の内、6割を超える8,842枚の応募がありました。

応募ハガキには、感謝を述べるコメントの他に、広島商銀との長い付き合いや思い出についてコメントも多く寄せられました。

当選者1,000名の方には「特選グルメ品」をお送りしました。



### ● 「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」へ「子ども食堂支援基金」の寄付金贈呈

当組合では、60周年記念事業の一環として、「次世代を担う子どもたちへの支援事業」を行いました。

公益財団法人「ひろしまこども夢財団」に続き、山口県の「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」と高知県の「子ども食堂支援基金」への寄付金贈呈を行いました。



「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」とは企業、地域、行政等が協働して、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができる切れ目のない支援を展開し、社会全体で子供や子育て家庭を支える気運の醸成を目的とした事業

## 地域活性化への取組状況

### ■ 人材育成の取組

当組合は、地域社会に根ざす協同組織金融機関として持続的に成長していくために、中期経営計画において「人材戦略」を掲げて「変化に対応する為の基礎固めができる人材」「変化の先を読み、自ら考え、行動できる人材」、将来を見据え、「次世代を担う」を人材育成に取組んでおります。

#### ● 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等の向上のための取組み

- 令和4年度に開催した業界団体ならびに当組合主催の研修会(担当者別研修)
  - ◇ 企業再生支援研修 ◇ 事業性評価研修 ◇ M&A基礎講座研修 ◇ 融資担当者研修 ◇ 営業推進スキルアップ研修
- 令和4年度まで合格した業務能力検定(資格取得の推進)
  - ◇ 事業承継アドバイザー3級9名 ◇ 融資管理3級6名 ◇ 事業性評価3級18名

#### ● eラーニング研修への取組み

- 令和4年度事業計画の人材戦略「自律性の高い職員の育成」を目的に、eラーニングを活用したリスキリング(学び直し)及びスキル向上に取り組みました。

● 受講期間: 令和4年4月から令和5年3月

受講者数	受講率	アクセス数	受講回数	テスト受験数	テスト合格数
101人	72.70%	4,269件	3,170件	356件	190件

#### ● 各種研修会への取組み

##### ◆ 融資部主催「融資業務研修会」

若手渉外職員の他、貸付補助として活躍中の女性職員が、融資の基本的な取り組みを中心に融資業務について学びました。(年2回実施)



##### ◆ 業務推進部主催「新規開拓推進研修会」「営業推進スキルアップ研修会」など

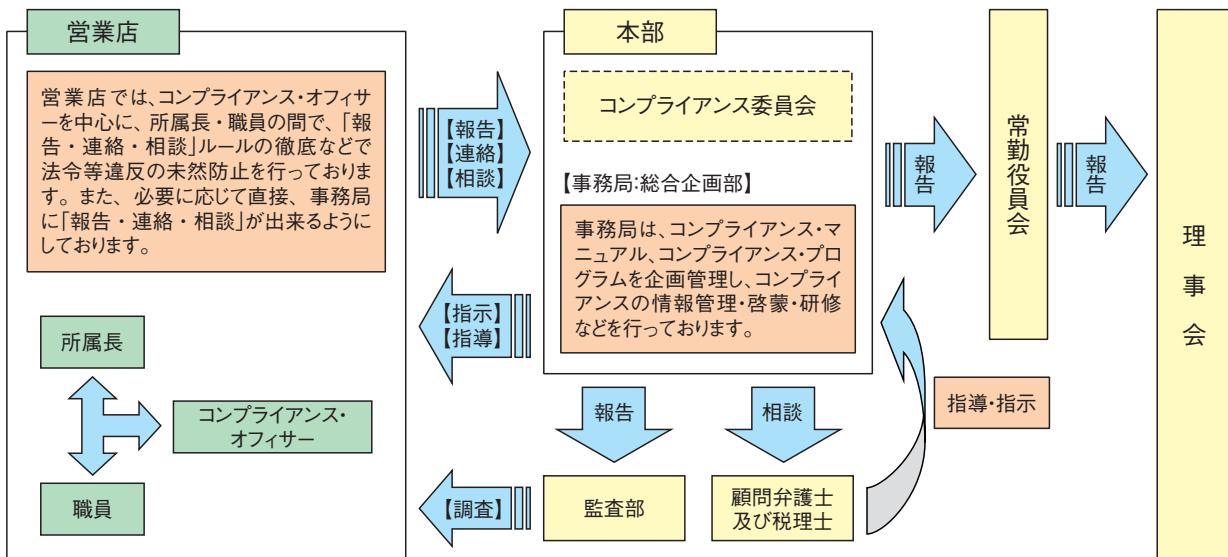
業務推進部において、(株)地域金融ソリューションセンターの方を講師に招き、若手渉外職員の「新規開拓推進研修会」を実施し、FSTローラー活動を行いました。また、「営業推進スキルアップ研修会」では保証ローン推進のために(株)オリエンタルコーポレーションの方を講師に招き、ご高齢のお客さまの相談等のために外部講師を招いて「相続・年金アドバイザー研修会」を実施しております。



## コンプライアンス(法令等遵守)

当組合は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、別に定める行動綱領により定められた当組合の役職員の行動基準を明らかにするとともに、信用の基礎となる企業倫理の確立を図りながら、社会的責任と公共的使命を果たすため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めております。

### 【コンプライアンス体制】



### 【広島商銀行動綱領】

当組合は、コンプライアンス体制を確立するために『広島商銀行動綱領』を制定し、役職員に周知徹底を図っております。

#### 1. 信用組合の公共的使命

広島商銀は、信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して搖るぎない信頼の確立を図ります。

#### 2. 質の高い金融サービスの提供

広島商銀は、経済活動を支えるインフラとしての安定的な機能提供とサービスの高度化に向けた不断の創意と工夫に努め、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配意したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献します。

#### 3. 法令やルールの厳格な遵守

広島商銀は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

#### 4. 地域社会とのコミュニケーション

広島商銀は、経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通して、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図ります。

#### 5. 人権の尊重

広島商銀は、すべての人々の人権を尊重します。

#### 6. 多様な人材の活躍、健康・安全な職場

広島商銀は、多様な人材の活躍を促進する制度や柔軟な働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。

#### 7. 人材育成への取組み、金融経済教育への貢献

広島商銀は、人材育成や能力開発に積極的に取り組み、職員の自律的なキャリア形成を支援する。また、金融経済教育への参画等により、社会の金融リテラシー向上に貢献します。

#### 8. 環境問題等への取組み

広島商銀は、地球環境や社会情勢の変化等への耐性の高いサステナブルな環境・社会の構築に向け、主体的に行動します。

#### 9. 社会参画と発展への貢献

広島商銀は、信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

#### 10. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

広島商銀は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

## 【顧客保護等管理方針】

### 1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとされる方(以下「お客様」といいます。)の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

### 2. お客様への説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

### 3. お客様からのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客様からのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

### 4. お客様の情報管理について

(1) 当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。

(2) 当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

### 5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱やお客様への対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報およびお客様への対応が適切に行われるよう外部委託先を管理します。

## 【金融商品に係る勧誘方針】

当組合は、『金融サービスの提供に関する法律』に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売にかかる契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

2. 金融商品の選択・購入はお客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項の説明に努めます。

3. 当組合は、誠実、公正な勧誘を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供、事実と異なる説明など、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。

4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 当組合は、お客様に対し、適切な勧誘が行われるよう研修などを通じて役職員の知識の向上に努めます。

## 【反社会的勢力に対する基本方針】

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

### 1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

### 2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### 3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 【マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策】

当組合では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的など、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認(取引時確認)させていただいております。

お取引時の確認に関して、ご理解とご協力をいただきますようお願い申しあげます。

お客様への確認(取引時確認)が必要となる主なお取引	<input type="radio"/> 口座開設 <input type="radio"/> 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り <input type="radio"/> 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い <input type="radio"/> 融資取引 等
---------------------------	---

### ■お客様への確認事項および確認に必要な書類について

確認事項	ご提示いただく確認書類(原本をお持ちください)
個人のお客様	<input type="radio"/> 氏名、住所、生年月日  ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。
	<input type="radio"/> 職業、取引を行う目的 窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。
法人のお客様	<input type="radio"/> 名称、本店または主たる事務所の所在地  (名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの)
	<input type="radio"/> 来店された方の氏名、住所、生年月日等  ※上記に加え、委任状等の書面や法人のお客様へのお電話等の方法により、法人のお客さまにお取引を行っていることを確認させていただきます。
	<input type="radio"/> 事業の内容 <input type="radio"/> 登記事項証明書 <input type="radio"/> 定款 等
	<input type="radio"/> 取引を行う目的 窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。
	<input type="radio"/> 実質的支配者の確認 (法人のお客様との関係についても確認させていただきます) 窓口等で法人のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方(実質的支配者)の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

- (注) 1. 健康保険証等の「顔写真がない」本人確認書類や旅券(パスポート)をご提示いただいた場合、別の本人確認書類等の提示が必要になります。  
2. 外国の政府等において同法に定められた職位にある(またはあった)お客様、そのご家族にあたるお客様等とのお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。  
3. 確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合や詳しいことは、当組合の窓口にお問い合わせください。

### ■お客様の情報やお取引の目的等の定期的な確認にご協力をお願いします。

取引の内容、状況に応じて、過去に確認した氏名・住所・生年月日・職業等や取引目的等について、窓口や郵送書類等により再度確認をさせていただく場合があります。また、その際に、各種書面等の提示をお願いする場合があります。

#### 【確認させていただく事項の例】

個人の場合:氏名、住所、生年月日、職業等、取引の目的等  
法人の場合:住所、事業内容、実質的支配者、取引の目的等

## 【苦情処理措置及び紛争解決措置等の内容】

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係わる苦情等<sup>(\*)</sup>を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

\*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをおいいます。

### 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：信用組合広島商銀 事務部】

電話番号：(082) 244-3152

受付日：月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間：9時～17時

なお、苦情対応の手続きについては、営業店にポスターを掲出してお申しつけいただかずか、当組合ホームページをご覧ください。【ホームページアドレス <https://www.shogin.com/>】

### 紛争解決措置

広島弁護士会 仲裁センター 電話番号：(082) 225-1600

東京弁護士会 紛争解決センター 電話番号：(03) 3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター 電話番号：(03) 3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター 電話番号：(03) 3581-2249

上記弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、信用組合広島商銀事務部、または下記中国ブロックしんくみ苦情相談所またはしんくみ相談所の窓口までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

なお、具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

名称	中国ブロックしんくみ苦情等相談所	しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会)
住所	〒730-0044 広島県広島市中区宝町9-11	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	082-247-7363	03-3567-2456
受付日 受付時間	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く) 9時～17時	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く) 9時～17時

当組合では、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- お客様からの苦情等については、本支店または事務部で受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関連部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、事務部が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容等について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不斷に行います。

# リスク管理体制

金融機関の抱えるリスクは複雑化、多様化しております。当組合は、自己責任原則に基づく業務全般にわたるリスク管理が、経営の健全性を確保する最重要課題と位置付けております。

当組合のリスク管理は、「統合的リスク管理方針」に基づき「統合的リスク管理規程」を定め、リスク管理の方針、管理対象リスク及び管理態勢等の基本事項を定め、リスク管理の一層の強化・充実を図っております。

## 【リスクの内容と管理】

### ■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の経営悪化等により資産の価値の減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

当組合では、与信リスク集中の回避・抑制と資産の健全性を維持するため定期的に自己査定を実施し、取引先の経営実態の把握を行っております。また、職員の審査能力向上を図るため、通信教育・外部研修等への積極的な参加を実施しております。

### ■市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当組合では、経営体力と比べ適正な水準にリスクをコントロールし、安定かつ効率的な資金の調達・運用を図り、安定した収益の確保に努めております。

### ■流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になり、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。当組合では、資金繰りの状況・見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理することにより経営基盤の安定性の向上を図るとともに、平常時においても流動性危機時を想定しての対応策を期しております。

### ■オペレーション・リスク管理

#### 1. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。当組合では、事務リスク管理の重要性を鑑み、事務処理における正確性の確保を重視し、手続き・権限の厳正性・機械化・システム化による作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、内部監査及び検査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて、事務リスクの軽減を図ることで顧客からの信頼性の向上に努めております。

#### 2. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクのことです。当組合では、全国信組共同センターを利用してております。また、万一事故が発生した場合でも必要な業務が維持できるよう「危機管理計画書」を作成し対応を図っております。

#### 3. 法務リスク管理

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害を被るリスクのことです。当組合では、取扱いを開始する商品・サービス時及び各種契約などについて担当部は、顧問弁護士と連携してリスク回避に努めております。

#### 4. 人的リスク管理

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により損失を被るリスクのことです。当組合では、人事運営上の労働問題、健康問題、差別的行為等を適切に管理することに努めております。

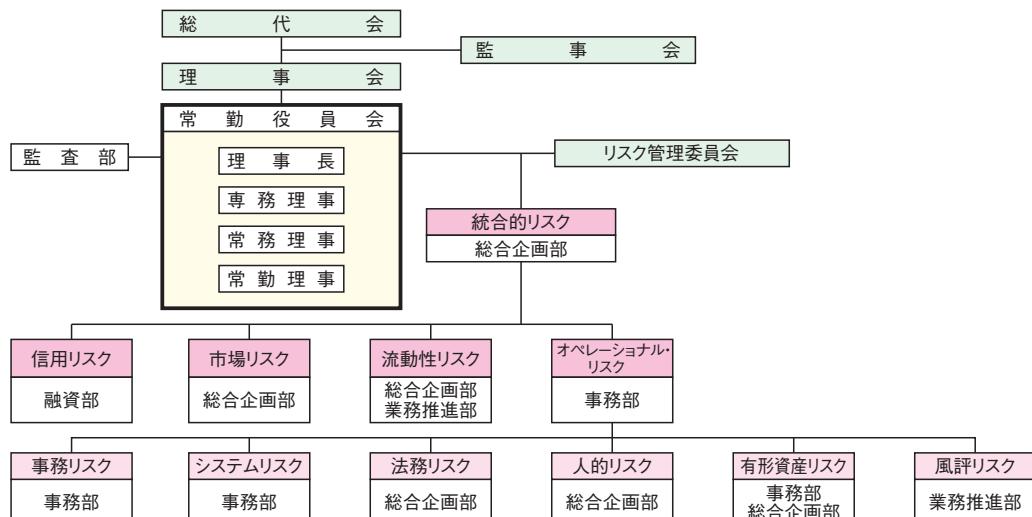
#### 5. 有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害その他の事象により、当組合が保有する動産・不動産が毀損・損害を被るリスクのことです。当組合では、有形資産リスクを認識し、必要な対策を講じ、万が一損害が発生した場合の影響を極小化し、早期の回復を図るため適正なリスク管理に取り組んでおります。

#### 6. 風評リスク管理

風評リスクとは、当組合の評判が悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクのことです。当組合では、ディスカウント・ホームページなどを通じて、経営の健全性を公表し、風評リスクの抑制に努めております。

## 【リスク管理体制】



(令和5年6月30日現在)

# 総代会制度

## 【総代会の仕組み(役割)】

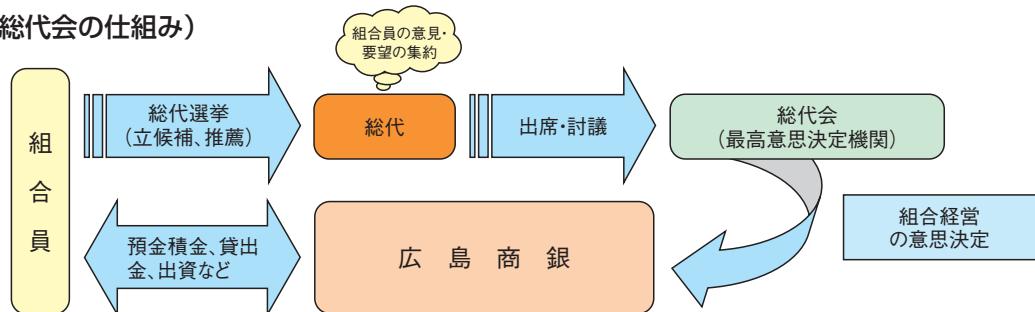
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員31,168名(令和5年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行なわれております。また、総代会は組合員であれば傍聴することができます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っております。

### (総代会の仕組み)



### (主な議決事項)

- |                   |               |            |
|-------------------|---------------|------------|
| ○ 定款の変更           | ○ 議長の選任       | ○ 役員報酬の変更  |
| ○ 計算書類等の承認        | ○ 役員の選任及び解任   | ○ 組合員の法定脱退 |
| ○ 事業計画書及び收支予算書の承認 | ○ 退任役員退職慰労金贈呈 | など         |

## 【総代の選出方法等】

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されております。

### (1)総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方やもしくは地区内の組合員の推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

当組合は地区(選挙区)を営業区域(営業店毎)に分け、総代の選出を行っています。なお、総代候補者(立候補者(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数に満たなかった場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者としています。

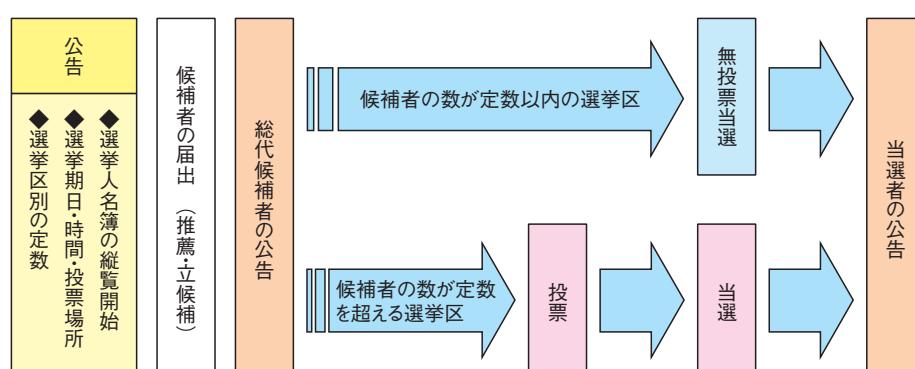
### (2)総代の定数

総代の定数は、100人以上120人以内です。選挙区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比等を勘案し、理事長が定めております。

### (3)総代の任期

総代の任期は3年となっております。

### (4)総代選挙までの手続き



## 【総代の選挙区・定数・総代一覧】

(令和5年6月末現在)

本店地区	19名	金光榮治 ◎	元山 浩 ◎	金岡光秀 ⑨	新井勝子 ⑦	鄭浩幸 ⑦	本井重辰 ⑥
		金原 正 ⑥	木川英俊 ⑥	春木泰行 ④	成龍植 ④	長谷川康垣 ③	若佐 晋 ②
		宗正俊文 ②	高本茂雄 ②	松本裕一 ②	菅泰晶 ②	藤田孝博 ①	須賀親宏 ①
		河津宏紀 ①					
福山地区	9名	福田 浩 ⑨	井上良夫 ⑥	新井慶助 ④	安田大増 ③	山本紘司 ③	中村泰三 ②
		東原鍾元 ②	石田昌雄 ①	寺本貴明 ②			
呉地区	5名	白原正美 ⑦	山本基就 ③	井本那賀雄 ②	山本基甫 ②	林 勝彦 ③	
海田地区	12名	東 幸治 ◎	金山正二 ◎	松村 健 ⑦	中本俊夫 ⑥	吉川 進 ⑥	義川敬一 ③
		海田和広 ②	西原 浩 ②	竹原 弾 ①	金子浩年 ①	西原来福 ①	丹山宏則 ③
古市地区	12名	清本時夫 ◎	大田英雄 ⑨	沈勝義 ⑨	鳳山仁秀 ⑦	岡山裕史 ⑥	高津良治 ④
		田中暢治 ④	大野辰彦 ③	山川剛信 ②	岩谷典亮 ②	金田千穂 ②	黄江武成 ①
西地区	11名	新井恒夫 ◎	延川章喜 ⑧	西川京人 ⑦	安本義幸 ⑦	山田輝雄 ⑥	河本浅男 ⑤
		金光 忠 ⑤	金井 忍 ④	清水計年 ③	金田 進 ①	柳憲隆 ①	
五日市地区	8名	権田俊五 ◎	安藤龍雄 ⑨	新井浩吉 ⑨	河原福孝 ⑨	高田康秀 ⑨	安田秀吉 ⑦
		村松将文 ①	三宅隆治 ③				
下関地区	8名	大本徳寿 ⑨	林 貫一 ⑨	岡村昌憲 ⑨	朴 元淳 ⑦	松山正幸 ⑥	西原京治 ⑥
		加藤喬士 ①	安藤泰邦 ①				
徳山地区	7名	原本龍水 ⑨	川崎和明 ⑨	吉本富男 ④	河村武紀 ①	金岡泰成 ①	山本良幸 ①
		吉松靖之 ④					
山口地区	12名	大川二郎 ⑨	三原文学 ⑨	吉田炳椿 ⑨	津徳昭男 ⑨	西原武雄 ⑨	岩本片一 ⑨
		山下恭生 ⑨	金本光男 ⑨	永松英世 ⑦	密山圭太郎 ⑦	山本守元 ④	星木武之 ②
高知地区	4名	松本祐一 ④	山本 豊 ③	山田英太 ①	森木夫志生 ②		
合 計	107名	(注)就任回数は氏名末尾の〇付き数字で記載しております。なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しております。					

## 【総代の属性別構成比】

### 業種別

製造業	1.04%
不動産業	19.79%
卸売業・小売業	5.20%
建設業	13.54%
運輸業	1.04%
その他のサービス業	59.37%
合 計	100.00%

### 年代別

30代以下	-%
40代	10.28%
50代	31.77%
60代	25.23%
70代	28.97%
80代以上	3.73%
合 計	100.00%

### 職業別

個人	8.57%
個人事業主	2.85%
法人役員	88.57%
法人	-%
合 計	100.00%

※業種別は法人、法人役員、個人事業主に限る。

## 【総代会の決議事項】

第62回通常総代会は、令和5年6月27日(火曜日)午後3時よりホテルグランヴィア広島で開催されました。

当日は総代107名のうち、出席者44名、書面議決書63名のもと、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

### (議案事項)

- 第1号議案 令和4年度計算書類等承認の件
- 第2号議案 第63期事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第3号議案 役員退職慰労金贈呈の件
- 第4号議案 役員選挙の件
- 第5号議案 組合員法定脱退の件



(令和5年6月27日開催 通常総代会)

# 役員等の報酬体系

## 1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.支払時期 d.その他

### (2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	93	130
監事	9	12
合計	102	142

(注)1.上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2.支払人数は、理事11名、監事2名です。

3.上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5条に該当する事項はありません。

## 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者たち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

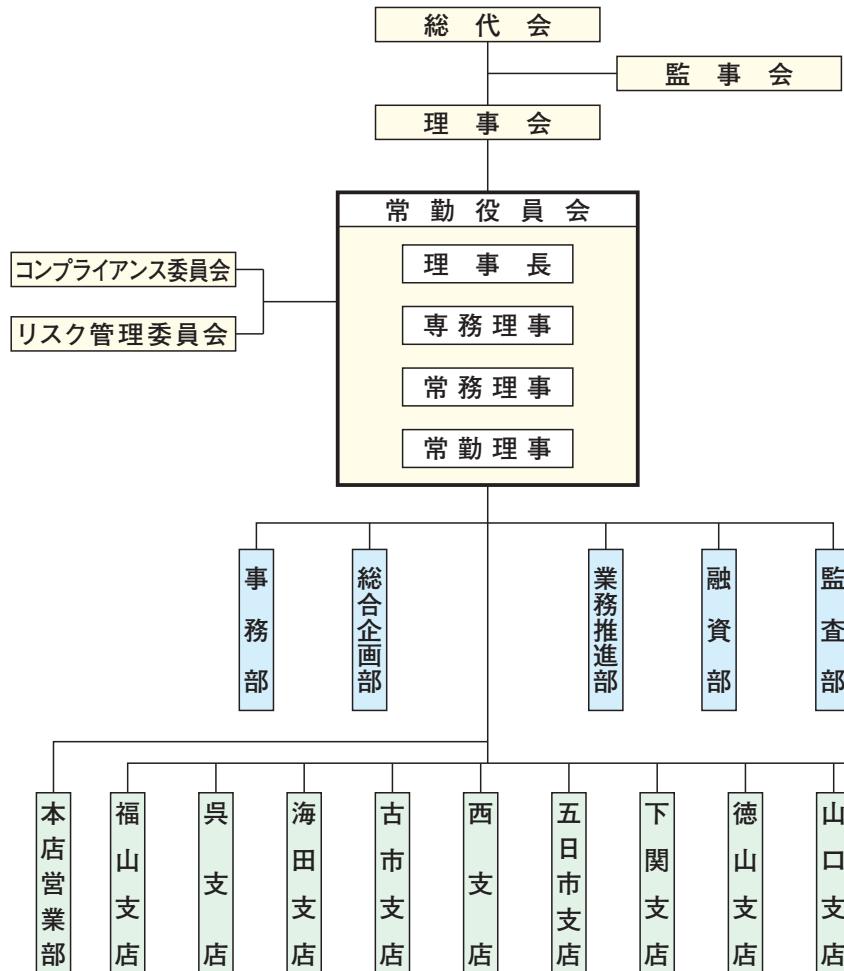
注2.「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注3.「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

注4.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職慰労金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

## 組織図



(令和5年6月末現在)

## 役員一覧等／組合員数／職員数

### 役員一覧(理事及び監事の役職名・氏名)

(令和5年6月末現在)

理事長	井上 一成
常務理事	川本 賢一
常勤理事	金岡 弘憲
理 事	永松 英世 (※)
員外監事	山本 英雄 (※)

専務理事	岡田 英幸
常勤理事	杉山 政成
常勤監事	南 秋智
理 事	新井 慶助 (※)

専務理事	岡田 慶 鎮
常勤理事	泉 貴久
理 事	金原 正 (※)
理 事	成 龍 植 (※)

◇当組合は、職員出身者以外の役員 (※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

### 組合員数

	令和3年度末	令和4年度末
個 人	28,670人	28,767人
法 人	2,329人	2,401人
合 計	30,999人	31,168人

### 職員数

	令和3年度末	令和4年度末
男 子	88人 (46歳 3ヵ月)	85人 (47歳 1ヵ月)
女 子	57人 (34歳 5ヵ月)	54人 (35歳 2ヵ月)
合 計	145人 (41歳 7ヵ月)	139人 (42歳 5ヵ月)

※( )は、平均年齢です。

# 財務諸表

## 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和3年度第61期 (令和4年3月31日現在)	令和4年度第62期 (令和5年3月31日現在)
( 資 産 の 部 )		
現 金	2,044,625	1,953,486
預 け 金	75,518,491	76,341,948
預 け 金	74,518,491	75,341,948
譲 渡 性 預 け 金	1,000,000	1,000,000
有 働 証 券	9,564,310	11,831,455
国 債	3,828,400	3,656,700
地 方 債	199,500	397,590
社 債	4,967,610	6,708,600
株 式	68,800	68,800
外 国 証 券	—	499,765
そ の 他 の 証 券	500,000	500,000
貸 出 金	117,717,507	117,190,733
割 引 手 形	18,818	10,241
手 形 貸 付	14,019,073	14,207,498
証 書 貸 付	103,527,167	102,860,316
当 座 貸 越	152,448	112,676
そ の 他 資 産	928,219	905,651
未 決 済 為 替 貸	4,517	7,778
全 信 組 連 出 資 金	709,400	709,400
前 払 費 用	15,290	21,260
未 収 収 益	138,572	135,029
そ の 他 の 資 産	60,438	32,182
有 形 固 定 資 産	2,826,189	2,798,913
建 物	388,023	379,245
土 地	2,048,676	2,048,676
建 設 仮 勘 定	—	13,140
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	389,490	355,545
無 形 固 定 資 産	38,734	27,263
ソ フ ト ウ ェ ア	32,285	21,222
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	6,448	6,041
繰 延 税 金 資 産	552,632	479,106
債 務 保 証 見 返	166,832	131,206
貸 倒 引 当 金	△ 4,052,593	△ 3,707,866
(うち個別貸倒引当金)	(△3,537,198)	(△3,057,641)
資 産 減 損 引 当 金	△ 136,562	△ 174,381
資 産 の 部 合 計	205,168,386	207,777,517

科 目	令和3年度第61期 (令和4年3月31日現在)	令和4年度第62期 (令和5年3月31日現在)
( 負 債 の 部 )		
預 金 積 金	158,380,681	161,008,284
当 座 預 金	3,830,095	3,328,865
普 通 預 金	20,641,014	21,532,405
貯 蓄 預 金	94,742	105,886
通 知 預 金	34,000	32,035
定 期 預 金	129,327,679	131,622,935
定 期 積 金	3,849,833	3,760,322
そ の 他 の 預 金	603,316	625,833
借 用 金	34,900,000	34,800,000
当 座 借 越	34,900,000	34,800,000
そ の 他 負 債	1,147,972	1,055,419
未 決 済 為 替 借	12,732	12,103
未 払 費 用	487,684	546,514
給 付 補 填 備 金	2,625	2,197
未 払 法 人 税 等	145,725	50,217
前 受 収 益	105,608	120,861
払 戻 未 濟 金	269,044	201,859
職 員 預 り 金	98,594	96,051
リ ー ス 債 務	—	2,536
そ の 他 の 債 務	25,956	23,079
賞 与 引 当 金	70,921	71,853
退 職 給 付 引 当 金	318,803	325,176
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	56,812	111,439
そ の 他 の 引 当 金	15,509	9,676
( 睡眠預金払戻損失引当金 )	(14,472)	(8,104)
( 偶発損失引当金 )	(1,037)	(1,572)
再評価に係る繰延税金負債	112,120	112,120
債 務 保 証	166,832	131,206
負 債 の 部 合 計	195,169,653	197,625,177
( 純 資 産 の 部 )		
出 資 金	6,568,284	6,784,467
普 通 出 資 金	6,568,284	6,784,467
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	3,286,387	3,382,483
利 益 準 備 金	1,180,729	1,218,729
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,105,658	2,163,754
特 別 積 立 金	1,735,000	1,865,000
( 経営基盤強化積立金 )	(1,735,000)	(1,865,000)
当 期 未 处 分 剰 余 金	370,658	298,754
( うち当期純利益 )	(186,236)	(194,848)
組 合 員 勘 定 合 計	9,854,671	10,166,950
そ の 他 有 債 証 券 評 價 差 額 金	△ 148,585	△ 307,256
土 地 再 評 價 差 額 金	292,646	292,646
評 價 ・ 換 算 差 額 等 合 計	144,061	△ 14,609
純 資 産 の 部 合 計	9,998,733	10,152,340
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	205,168,386	207,777,517

# 財務諸表

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度第61期 (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)	令和4年度第62期 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)
経 常 収 益	3,156,215	3,175,332
資 金 運 用 収 益	2,981,709	2,988,000
貸 出 金 利 息	2,802,155	2,810,596
預 け 金 利 息	89,036	89,279
有価証券利息配当金	46,904	57,812
その他の受入利息	43,612	30,311
役務取引等収益	163,107	166,693
受 入 為 替 手 数 料	22,230	18,176
その他の役務収益	140,876	148,517
その他の業務収益	11,175	14,270
外 国 通 貨 売 買 益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	11,175	14,270
その他の経常収益	222	6,367
株 式 等 売 却 益	—	—
その他の経常収益	222	6,367
経 常 費 用	2,823,717	2,978,267
資 金 調 達 費 用	467,352	475,174
預 金 利 息	464,691	472,711
給付補填備金繰入額	1,696	1,465
借 用 金 利 息	—	—
その他の支払利息	965	996
役務取引等費用	60,353	70,280
支 払 為 替 手 数 料	11,016	9,042
その他の役務費用	49,336	61,237
その他の業務費用	910	247
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	703	—
その他の業務費用	206	247
経 費	1,658,534	1,623,117
人 件 費	1,093,598	1,071,252
物 件 費	499,950	489,191
税 金	64,986	62,673
その他の経常費用	636,566	629,448
貸倒引当金繰入額	216,435	376,996
貸 出 金 償 却	384,839	—
株 式 等 売 却 損	—	—
その他の経常費用	35,291	252,451
経 常 利 益	332,497	377,064

科 目	令和3年度第61期 (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)	令和4年度第62期 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)
特 別 利 益	4,091	149
固 定 資 産 処 分 益	4,091	149
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	6,507	19,407
固 定 資 産 処 分 損	6,507	19,407
その他の特別損失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	330,080	357,806
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	142,074	28,640
法 人 税 等 調 整 額	1,769	134,317
法 人 税 等 合 計	143,843	162,957
当 期 純 利 益	186,236	194,848
繰 越 金(当期首残高)	113,139	103,905
60周年記念事業積立金取崩額	50,000	—
土地再評価差額金取崩額	21,282	—
当期末処分剰余金	370,658	298,754

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

区 分	令和3年度第61期	令和4年度第62期
当期末処分剰余金	370,658	298,754
計	370,658	298,754
これを次のとおり処分いたしました。		
剩 余 金 処 分 額	266,753	190,996
利 益 準 備 金	38,000	30,000
出資に対する配当金	(年1.5%の割合) 98,753	(年1.5%の割合) 100,996
経営基盤強化積立金	130,000	60,000
次 期 繰 越 金	113,139	107,758

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計監査人による監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「晴連監査法人」の監査を受けております。

## 代表理事による適正性・有効性の確認

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第62期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月28日

信 用 組 合 広 島 商 銀  
理 事 長 井 上 一 成

## [貸借対照表の注記事項]

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。  
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る総延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額」として純資産に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成13年3月31日及び平成14年3月31日  
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 1,357百万円  
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,762百万円  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条に定める路線価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額△769百万円です。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  

建物	3年~60年
その他	2年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債はありません。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号」「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計算しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等に基づき損失率を求め、これらに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

  - 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円
  - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
(令和3年4月分~令和4年3月分) 1.016%
  - 補足説明  
上記(1)の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金13,496千円を費用処理しております。  
なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算出されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。  
なお、当期に支給基準を改定し、過年度に遡って適用することとしました。この改定に伴う増加額46,827千円は、その他の経常費用に含めています。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 資産減損引当金は、遊休資産の処分に備えるため、決算期における時価と帳簿価額との差額について、将来、発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替次手数料等に基づくものがあります。為替

業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

17. 会計上の見積もりにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,707百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。主な仮定は、「大口与信先債権に係る未保全額の将来の業績見通し」であります。「大口与信先債権に係る未保全額の将来の業績見通し」は、各債務者の未保全額5億円以上を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

18. 会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従つて、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

19. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の各種リスクの管理をしております。

なお、デリバティブ取引は取り扱っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、その他保有目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

なお、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、支店業務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びカントリーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、月次決算等諸資料によって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスクに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された事業計画に関する方針に基づき、常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常勤役員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関する金融商品は取り扱っておりません。

(iii) 債務変動リスクの管理

当組合は、株価、株価指数等が変動する金融商品は、取り扱っておりません。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」「預金積金」「借用金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期間に応じて適切な期間に残高を分析し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、日々の業務を通して、適時に全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

20. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	76,341	76,404	63
(2) 有価証券	11,831	11,831	—
(3) 貸出金(※1)、(※2)	117,190	118,463	1,273
金融資産計	205,364	206,700	1,336
(1) 預金積金	161,008	161,576	568
(2) 借用金	34,800	34,800	—
金融負債計	195,808	196,376	568

(※1) 貸出金は、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。  
 (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については21～27に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 純継続先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という）。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

(2) 借用金

借用金については、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式(※1)	68
組合出資金(※2)	1,209
合計	1,278

(※1) 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

21. 有価証券の時価・評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他(外国証券)」が含まれております。

以下25まで同様であります。

(1) 売買目的の有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
株式	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,610	2,600	10
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	100	100	0
社債	2,510	2,500	9
その他(外国証券)	—	—	—
小計	2,610	2,600	10
株式	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	8,152	8,587	△435
債券	3,656	3,995	△338
国債	—	—	—
地方債	296	300	△3
社債	4,198	4,292	△93
その他(外国証券)	499	500	△0
小計	8,651	9,087	△435
合計	11,262	11,687	△424

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落した債券はありません。

22. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

23. 当期中に売却したその他の有価証券はありません。

24. 保有目的を変更した有価証券はありません。

25. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	892	3,776	2,936	3,656
国債	—	—	—	3,656
地方債	—	—	397	—
社債	892	3,276	2,539	—
その他(外国証券)	—	499	—	—
合計	892	3,776	2,936	3,656

## 26. 貸貸不動産の状況に関する事項

当組合では、遊休資産として、宇部市（旧宇部支店）、岩国市（旧岩国支店）を保有しており、その他の有形固定資産に計上しております。

## 27. 貸貸不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時価
20百万円	20百万円

(注) 貸貸不動産に対応する資産減損引当額を控除しております。

28. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されたものであります。

破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額	1,287百万円
危険債権額	3,543百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	3,631百万円
合計額	8,463百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10百万円であります。

30. 当座賃貸契約及び賃付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,333百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもののが1,333百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 有形固定資産の減価償却累計額 1,883百万円

32. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 184百万円

33. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。

34. 緑延税金資産及び緑延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

緑延税金資産	904百万円
貸倒引当金	90
退職給付引当金	19
賞与引当金	8
減価償却限度超過額	30
役員退職慰労引当金	53
その他	1,106
緑延税金資産小計	△696
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当額	△48
その他	△745
評価性引当額小計	△117
緑延税金資産合計	△117
緑延税金負債	△117
その他有価証券評価差額金	△117
緑延税金負債合計	△117
緑延税金資産の純額	479百万円

35. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 32,000百万円

国債 2,800百万円

担保資産に応対する債務 借用金 34,800百万円

上記のほか、公取扱い、為替取引及び手形交換、収納代理等のために保証金として、預け金3,648百万円、その他の資産（現金）2百万円を担保として提供しております。

36. 出資1口当たりの純資産額は1,496円40銭です。

## 【損益計算書の注記事項】

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 28円71銭

当年度において、固定資産にかかる減損損失はありません。

## 主な経営指標等について

### 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	3,099,712	3,139,651	3,175,324	3,156,215	3,175,332
経 常 利 益	450,944	349,686	364,132	332,497	377,064
当 期 純 利 益	179,795	159,209	213,448	186,236	194,848
預 金 積 金 残 高	148,895,031	151,392,171	158,621,716	158,380,681	161,008,284
貸 出 金 残 高	112,757,759	115,024,175	115,402,774	117,717,507	117,190,733
有 価 証 券 残 高	5,714,573	6,306,636	10,296,110	9,564,310	11,831,455
総 資 産 額	191,376,301	193,237,900	206,006,450	205,168,386	207,777,517
純 資 産 額	8,828,701	9,288,348	9,716,272	9,998,733	10,152,340
自 己 資 本 比 率(単体)	7.40%	7.66%	7.93%	8.01%	8.25%
出 資 総 額	5,607,964	6,037,580	6,322,592	6,568,284	6,784,467
出 資 総 口 数( 口 )	5,607,964	6,037,580	6,322,592	6,568,284	6,784,467
出 資 に 対 す る 配 当 金	54,536	59,335	62,686	98,753	100,996
職 員 数( 人 )	144	140	141	145	147

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

### 役務取引等収支の状況

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
役 務 取 引 等 収 益	163	166
受 入 為 替 手 数 料	22	18
そ の 他 の 受 入 手 数 料	140	148
そ の 他 の 役 務 収 益	0	0
役 務 取 引 等 費 用	60	70
支 払 為 替 手 数 料	11	9
そ の 他 の 支 払 手 数 料	15	29
そ の 他 の 役 務 費 用	34	32
役 務 取 引 等 利 益	102	96

### その他業務収支の状況

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
そ の 他 業 務 収 益	11	14
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	11	14
そ の 他 業 務 費 用	0	0
国 債 等 債 券 償 還 損	0	—
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	0	0
そ の 他 業 務 利 益	10	14

### 総資産利益率、総資産当期純利益率 (単位: %)

	令和3年度	令和4年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.16	0.18
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.08	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

### 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

	年 度	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資 金 運 用 勘 定	令和4年度	205,291	2,988,000	1.45
	令和3年度	205,017	2,981,709	1.45
うち貸出金	令和4年度	117,190	2,810,596	2.42
	令和3年度	115,501	2,802,155	2.42
うち預け金	令和4年度	76,341	89,279	0.11
	令和3年度	78,652	89,036	0.11
うち有価証券	令和4年度	11,831	57,812	0.54
	令和3年度	10,152	46,904	0.46
資 金 調 達 勘 定	令和4年度	195,149	475,174	0.24
	令和3年度	195,166	467,352	0.23
うち預金積金	令和4年度	161,008	474,177	0.29
	令和3年度	159,956	466,387	0.29
うち借用金	令和4年度	34,800	—	—
	令和3年度	35,113	—	—

(注) 資金運用勘定には、無利息預け金の平均残高(令和3年度379百万円、令和4年度364百万円)を、それぞれ控除しております。

### 総資金利鞘等

(単位: %)

	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 利 回 ( A )	1.45	1.45
資 金 調 達 原 価 率 ( B )	1.08	1.07
総 資 金 利 鞘 ( A ) - ( B )	0.37	0.38

### 業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 収 益	2,981	2,988
資 金 調 達 費 用	467	475
資 金 運 用 収 支	2,514	2,512
役 務 取 引 等 収 益	163	166
役 務 取 引 等 費 用	60	70
役 務 取 引 等 収 支	102	96
そ の 他 業 務 収 益	11	14
そ の 他 業 務 費 用	0	0
そ の 他 業 務 収 支	10	14
業 務 粗 利 益	2,627	2,623
業 務 粗 利 益 率 (%)	1.28	1.27
業 務 純 利 益	1,107	865
実 質 業 務 純 利 益	970	1,000
コ ア 業 務 純 利 益	970	1,000
コ ア 業 務 純 利 益 ( 投 資 信 託 解 約 損 益 を 除 く。)	970	1,000

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

## 受取利息、支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	△41	6
支払利息の増減	△6	7

## 預貸率・預証率

(単位: %)

	令和3年度末	令和4年度末
預貸率	期末	74.32
	期中平均	72.20
預証率	期末	6.03
	期中平均	6.34
		72.78
		72.38
		7.34
		6.65

## 1店舗当たりの預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当たりの預金残高	14,398	14,637
1店舗当たりの貸出金残高	10,701	10,653
店舗数(店)	11	11

## 常勤役職員一人当たりの預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
1人当たりの預金残高	1,035	1,095
1人当たりの貸出金残高	769	797
常勤役職員数(人)	153	147

## 預金業務

### 預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	25,612	16.01	25,882	16.15
定期性預金	134,227	83.91	134,256	83.78
(うち定期積金)	(3,933)	(2.45)	(3,825)	(2.38)
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	115	0.07	92	0.05
合計	159,956	100.00	160,231	100.00

### 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
財形貯蓄残高	—	—

### 預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	139,907	88.33	142,518	88.51
法人	18,472	11.66	18,489	11.48
一般法人	18,418	11.62	18,423	11.44
金融機関	43	0.02	46	0.02
公金	11	0.00	20	0.01
合計	158,380	100.00	161,008	100.00

### 定期預金の金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
固定金利定期預金	129,327	131,622
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	—	—
合計	129,327	131,622

## 融資業務

### 貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	89	0.07	57	0.05
手形貸付	13,060	11.30	13,925	12.00
証書貸付	102,202	88.48	101,864	87.82
当座貸越	149	0.12	135	0.11
合計	115,501	100.00	115,983	100.00

### 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	32,245	27.39	34,323	29.28
設備資金	85,471	72.60	82,867	70.71
合計	117,717	100.00	117,190	100.00

### 代理貸付及び受託業務取扱残高の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	28	21
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	1	0
独立行政法人住宅金融支援機構	61	56
独立行政法人福祉医療機構	4	3
その他	—	—
合計	94	82

### 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,181	1.0	1,156	1.0
農業、林業	3	0.0	11	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	6,064	5.1	5,792	4.9
電気・ガス・熱供給・水道業	5,581	4.7	5,985	5.1
情報通信業	102	0.0	83	0.1
運輸業、郵便業	226	0.1	224	0.2
卸売業、小売業	5,569	4.7	5,451	4.7
金融業、保険業	956	0.8	922	0.8
不動産業	53,178	45.1	56,740	48.4
物品販賣業	123	0.1	118	0.1
学術研究・専門・技術サービス業	683	0.5	633	0.5
宿泊業	17,546	14.9	16,282	13.9
飲食業	2,200	1.8	2,166	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	14,414	12.2	12,068	10.3
教育・学習支援業	1	0.0	0	0.0
医療・福祉	518	0.4	544	0.5
その他サービス	2,788	2.3	2,937	2.5
その他産業	—	—	—	—
小計	111,140	94.4	111,119	94.8
国・地方公共団体等	—	—	154	0.1
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,576	5.5	5,916	5.0
合計	117,717	100.0	117,190	100.0

(注)業種別区分は日本産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	44,314	41,698
変動金利貸出	73,403	75,492
合計	117,717	117,190

## 担保種類別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	935	0.79	1,067	0.91
有価証券	—	—	—	—
動産	371	0.31	353	0.30
不動産	98,517	83.68	98,182	83.77
その他	—	—	—	—
小計	99,824	84.79	99,603	84.99
信用保証協会・信用保険	4,414	3.74	4,433	3.78
保証	5,068	4.30	4,837	4.12
信用	8,410	7.14	8,316	7.09
合計	117,717	100.00	117,190	100.00

## 個人ローン残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
住宅ローン	3,247	80.85	3,059	79.47
その他ローン	769	19.15	790	20.52
合計	4,016	100.00	3,849	100.00

## 担保種類別債務保証見返額

(単位:百万円、%)

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	69	41.56	38	29.28
不動産	27	16.26	21	16.67
その他	—	—	—	—
小計	96	57.83	60	45.95
信用保証協会・信用保険	—	—	0	0.13
保証	—	—	—	—
信用	70	42.16	70	53.90
合計	166	100.00	131	100.00

## 有価証券の状況

### 有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	令和4年度末	—	—	—	—	—	3,656	—	3,656
	令和3年度末	—	—	—	—	—	3,828	—	3,828
地方債	令和4年度末	—	—	—	198	199	—	—	397
	令和3年度末	—	—	—	199	—	—	—	199
社債	令和4年度末	892	1,202	2,074	1,379	1,159	—	—	6,708
	令和3年度末	100	1,595	1,492	499	1,280	—	—	4,967
株式	令和4年度末	—	—	—	—	—	—	—	68
	令和3年度末	—	—	—	—	—	—	—	68
その他証券	令和4年度末	—	399	99	—	—	—	—	500
	令和3年度末	—	—	—	—	—	—	—	500
合計	令和4年度末	892	1,602	2,174	1,577	1,359	3,656	568	11,831
	令和3年度末	100	1,595	1,492	698	1,280	3,828	568	9,564

### その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和3年度末			令和4年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	1,817	1,803	13	2,610	2,600	10
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	100	100	0
	社債	1,817	1,803	13	2,510	2,500	9
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	1,817	1,803	13	2,610	2,600	10
	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	7,177	7,397	△ 219	8,152	8,587	△ 435
	国債	3,828	3,994	△ 166	3,656	3,995	△ 338
	地方債	199	200	△ 0	296	300	△ 3
	社債	3,150	3,202	△ 52	4,198	4,292	△ 93
	その他	—	—	—	499	500	△ 0
小計		7,177	7,397	△ 219	8,651	9,087	△ 435
合計		8,995	9,201	△ 205	11,262	11,687	△ 424

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 有価証券の評価

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
取得価格	9,769	12,256
時価	9,564	11,831
評価損益	△ 205	△ 424

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 金銭の信託及びデリバティブ等商品の取扱いはありません。

### 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	68	68
組合出資金	1,209	1,209
合計	1,278	1,278

### 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	3,994	39.34	4,000	37.51
地方債	199	1.96	243	2.28
社債	5,389	53.08	5,628	52.77
株式	68	0.66	68	0.64
その他証券	500	4.92	723	6.78
合計	10,152	100.00	10,664	100.00

## 為替業務

### 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	55,202	64,058	61,796	110,732
	他の金融機関から	40,769	57,634	45,397	106,352
代金取立	他の金融機関向け	843	1,485	384	697
	他の金融機関から	25	74	13	55

### 外国為替取扱実績

当組合では、外国為替の取扱いは出来ません。

#### 【お知らせ】

外国為替につきましては、全国信用協同組合連合会へ取次斡旋をしております。  
お気軽に窓口へお申しつけください。

## 金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分	年度	開示額(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	1,288	593	695	1,288	100.00	100.00
	令和3年度	2,007	966	1,041	2,007	100.00	100.00
危険債権	令和4年度	3,544	1,430	2,113	3,544	100.00	100.00
	令和3年度	3,664	1,417	2,247	3,664	100.00	100.00
要管理債権	令和4年度	3,632	1,065	306	1,371	37.75	11.92
	令和3年度	4,371	1,804	212	2,017	46.13	8.28
3ヶ月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年度	3,632	1,065	306	1,371	37.75	11.92
	令和3年度	4,371	1,804	212	2,017	46.13	8.28
合計	令和4年度	8,463	3,088	3,115	6,202	73.29	57.94
	令和3年度	10,042	4,187	3,501	7,687	76.55	59.79
正常債権	令和4年度	108,930					
	令和3年度	107,925					
総合計	令和4年度	117,393					
	令和3年度	117,967					
不良債権比率	令和4年度	7.20%					
	令和3年度	8.51%					

\*記載金額は単位未満を四捨五入して表示しています。

※令和3年度はバルクセール(債権売却)を115百万円を実施し、令和4年度はバルクセール(債権売却)を618百万円実施しております。

(注) 1.「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1.に掲げるものを除く。)です。

3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金(上記1.および2.に掲げるものを除く。)です。

4.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1.および2.に掲げるものを除く。)です。

5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は、支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.2.および4.に掲げるものを除く。)です。

6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(上記1.2.および3.に掲げるものを除く。)です。

7.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められた額の合計額です。

8.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」が対象となる債権とは、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金、債務保証見返の各勘定に計上されているものです。

10.金額は決算後(償却後)の計数です。

# 自己資本の充実の状況等について

自己資本比率規制第3の柱(市場規律)として、単体における事業年度に係る開示事項について開示しております。

## 定性的な開示事項

### 1.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。令和2年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様による出資金にて調達しております。

### 2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本の充実度に関しては、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策とし、また継続的な出資金の募集を考えております。

### 3.信用リスクに関する事項(証券化エクスポートを除く)

#### (1)信用リスク管理方針及び手続きの概要

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。当組合での信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散、更に与信ポートフォリオ管理として、業種別、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、融資決裁権限に従い、営業店審査後、本部における営業推進部門から独立した貸出審査部門において、客観的な総合審査、並びに貸出後のフォローアップを行い、更に案件に応じて常勤理事で構成される常勤役員会においても合議するなど、厳正な審査体制を構築しております。現在当組合では、信用リスクの計量化に向けた「信用格付システム」を導入し、格付と自己査定結果の整合性を図りながら、内部格付手法の確立を目指しております。信用リスクである貸倒引当金は、「自己査定基準書」とび「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### (2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

○株式会社格付投資情報センター (R&I) ○株式会社日本格付研究所 (JCR)

○ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク (Mood's) ○スタンダードアンド・プアーズ・レーディング・サービス (S&P)

### 4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合での信用リスク削減手法は、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。当組合が扱う主要な担保は、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務手続きにより、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当組合が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信頼度を持つ公的な保証、金融機関エクスポートとして適格格付機関が付与している格付による信用度を判定する格付基準等があります。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める事務手続き等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

### 5.オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、オペレーション・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスク等を含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する方針等を定め、リスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用するとともに態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討し、必要に応じて経営陣(理事会、常勤役員会)に報告する態勢を整備しております。

### 6.出資等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、出資等又は株式等エクスポートにあたるものは、非上場株式、子会社・関連会社、上部団体等出資金が該当します。非上場株式、子会社・関連会社、上部団体等出資金に関しても「資金運用基本規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基に評価し、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、常勤役員会へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」などに従った、適正な処理を行っております。

### 7.金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク等の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、定期的に計測を行い、リスク管理委員会で協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣(理事会、常勤役員会)へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

**単体における事業年度の開示事項**

**I. 自己資本の構成に関する事項**

(単位:百万円、%)

項目	令和3年度末	令和4年度末
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	9,755	10,065
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,568	6,784
うち、利益剰余金の額	3,286	3,382
うち、外部流出予定額(△)	98	100
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	515	650
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	515	650
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	36	18
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,307	10,734
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	28	19
うち、のれんに係るものと額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと以外の額	28	19
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	28	19
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,279	10,714
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	123,226	124,758
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	404	404
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	404	404
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,861	4,984
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	128,188	129,743
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(二))	8.01%	8.25%

(注)自己資本比率の算定方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を採用しております。

## II. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度末		令和4年度末	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	123,226	4,929	124,766	4,990
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	122,821	4,912	124,361	4,974
(i) ソブリン向け	873	34	1,187	47
(ii) 金融機関向け	7,434	297	8,178	327
(iii) 法人等向け	64,706	2,588	71,471	2,858
(iv) 中小企業等個人向け	3,465	138	3,930	157
(v) 抵当権付住宅ローン	243	9	291	11
(vi) 不動産取得等事業向け	36,290	1,451	31,172	1,246
(vii) 三ヶ月以上延滞等	1,463	58	1,153	46
(viii) 出資等	67	2	67	2
出資等のエクスポージャー	67	2	67	2
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	500	20	500	20
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であつてコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクspoージャー	709	28	709	28
(xi) その他	7,068	282	5,699	227
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	404	16	404	16
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
口. オペレーションル・リスク	4,961	198	4,984	199
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+口)	128,188	5,127	129,751	5,190

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、信用保証協会等のことです。

4. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

5. 「その他」とは、上記(i)～(x)に区分されないエクspoージャーのことです。  
具体的には、「中小企業等向け・個人向けエクspoージャーに係る特例に該当しない中小企業等・個人向けエクspoージャー」、「固定資産」、「繰延税金資産」等のことです。

6. オペレーションル・リスクは、基礎的手法を採用しております。

＜オペレーションル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益}(\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高										3ヶ月以上延滞 エクspoージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券							
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
地域別区分	国内	国内	国内	国内	国内	国外	国内	国外	国内	国内	国内	
製造業	2,006	2,477	1,206	1,180	800	—	1,295	—	40	40		
農業、林業	3	11	3	11	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	100	98	—	—	100	—	98	—	—	—		
建設業	6,321	6,119	6,321	6,016	—	—	1,500	—	166	274		
電気・ガス・熱供給・水道業	6,589	7,492	5,585	5,985	1,000	—	800	—	2	8		
情報通信業	804	886	102	83	700	—	300	—	5	0		
運輸業、郵便業	527	524	226	224	300	—	801	—	—	—		
卸売業、小売業	6,444	6,316	5,641	5,509	801	—	1,968	—	68	48		
金融業、保険業	78,539	80,500	957	923	1,301	—	300	499	—	—		
不動産業	53,606	57,193	53,306	56,855	300	—	—	—	1,354	1,292		
物品賃貸業	123	118	123	118	—	—	—	—	75	75		
学術研究・専門・技術サービス業	702	654	702	653	—	—	—	—	3	0		
宿泊業	17,558	16,292	17,558	16,282	—	—	—	—	—	—		
飲食業	2,370	2,314	2,370	2,312	—	—	—	—	5	193		
生活関連サービス業、娯楽業	14,687	12,143	14,486	12,140	200	—	—	—	2,396	1,264		
教育、学習支援業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	595	544	595	544	—	—	—	—	—	—		
その他のサービス	2,853	3,349	2,853	3,049	—	—	297	—	56	57		
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国、地方公共団体等	4,196	4,551	—	154	4,194	—	4,395	—	—	—		
個人	5,925	5,276	5,925	5,272	—	—	—	—	217	245		
その他の他	5,397	5,140	—	—	—	—	—	—	—	—		
業種別合計	209,353	211,910	117,966	117,321	9,701	—	11,756	499	4,393	3,308		
1年以下	159,906	176,147	97,984	100,354	100	—	901	—				
1年超3年以下	21,908	8,634	6,808	6,033	1,595	—	1,201	399				
3年超5年以下	4,995	5,109	3,502	2,909	1,492	—	2,100	99				
5年超7年以下	3,716	4,649	3,018	3,050	698	—	1,599	—				
7年超10年以下	4,510	3,525	3,230	2,134	1,280	—	1,391	—				
10年超	5,440	5,208	1,612	1,213	3,828	—	3,995	—				
期間の定めのないもの	8,875	8,636	1,811	1,627	193	—	568	—				
残存期間別合計	209,353	211,910	117,966	117,321	9,701	—	11,756	499	4,393	3,308		

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「3ヶ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているものに係るエクspoージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。具体的には、「現金」、「その他資産」、「固定資産」、「繰延税金資産」等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央精算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	
製造業	291	288	△ 0	—	1	—	0	—	288	288	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	147	125	6	133	28	19	0	0	125	247	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	15	2	△ 13	—	—	1	—	0	2	0	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業・小売業	119	168	69	1	19	24	1	133	168	13	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	394	484	135	34	44	—	0	—	484	519	384	
物品賃貸業	84	83	△ 0	0	—	—	—	—	83	83	—	
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	1,992	2,042	50	365	—	642	—	180	2,042	1,586	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス	44	32	4	8	16	16	0	0	32	23	—	
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国、地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	258	309	66	3	6	17	8	—	309	294	—	
合計	3,347	3,537	319	546	117	721	12	314	3,537	3,057	384	
											129	

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	652	515	—	652	515
	令和4年度	515	650	—	515	650
個別貸倒引当金	令和3年度	3,347	3,537	117	3,230	3,537
	令和4年度	3,537	3,057	721	2,815	3,057
合 計	令和3年度	4,000	4,052	117	3,882	4,052
	令和4年度	4,052	3,707	721	3,330	3,707

## ホ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分(%)	エクスポートージャーの額					
	令和3年度		令和4年度			
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し		
0%	4,196	2,044	4,396	2,107		
10%	—	—	—	3,874		
20%	501	44,362	1,304	76,441		
35%	—	698	—	836		
50%	4,312	3,559	5,201	2,644		
75%	—	4,833	—	5,351		
100%	200	109,262	1,369	107,994		
150%	—	652	—	620		
250%	—	—	—	—		
1,250%	—	—	—	—		
そ の 他	—	—	—	—		
合 計	9,210	165,414	12,272	199,871		

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポートージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポートージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関連エクスポートージャーは含まれておりません。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法					
	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー	1,196	1,328	73	94	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。  
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会などの保証されたエクスポートージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポートージャー)を含みません。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

…該当ありません

## 6. 証券化エクスポートージャーに関する事項

### 7. 出資等エクスポートージャーに関する事項

#### (1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額		時 価	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	1,278	—	1,278	—
合 計	1,278	—	1,278	—

(注) 1. 上場株式等とは、取引所、店頭市場、外国有価市場等で売買される株式等のことです。  
2. 全信組連出資金、その他の資産勘定等に出资として計上している非上場の出資は、非上場株式等に含めております。  
3. 商工中金株式、信組情報サービス株式は、非上場株式等に含めております。

#### (2) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

…該当ありません

#### (3) 出資等エクスポートージャーの売却及び償却に伴う損益の額

…該当ありません

#### (4) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	△205	△424

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益のことです。

## (5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

…該当ありません

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項

…該当ありません

## 9. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番	IRRBB1:金利リスク	イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方バラレルシフト	478	160	—	—
2	下方バラレルシフト	—	—	314	378
3	スティープ化	853	730	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	419	513	—	—
7	最大値	853	730	314	378
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	10,279		10,714	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。  
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末から△NIIを開示することになりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

3. 開示公示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIに関する事項は以下のとおりです。

△EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。  
△NIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測され、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年  
・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年

・流動性預金への満期の割当方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。

・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。

・IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しております。

・IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮しております。

・内部モデルは使用しておりません。

・自己資本比率や有価証券の券面損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

4. △EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しております。

## 主要な事業の内容

### ◆預金のご案内◆

各商品の詳細については、営業窓口に「商品概要説明書」を用意しております。窓口・専門担当者にお気軽にご相談下さい。

商品の種類		対象先	商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座	普通預金	個人のみ (ただし、未成年の方は定期預金のセットはできません。)	・1冊の通帳で、便利な普通預金と定期預金をセットしました。 ・お預け入れ頂いた定期預金の合計額の90%以内で最高200万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。 ・商品内容は、普通預金・定期預金の商品内容をご確認願います。	出し入れ自由	1円以上
	定期預金		・日常の出し入れをはじめ、給与振込・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払などにご利用いただけます。		
普通預金	法人・個人 (ただし、個人は総合口座通帳となります。)	法人・個人	・無利息の普通預金です。 ・預金保険法により残高は全額保護されます。 ・定期預金をセットすることで総合口座として利用できます。(個人のみ)		
決済用普通預金 (無利息型普通預金)	法人・個人	個人のみ	・基準残高ごとに普通預金よりも有利な金利がつきます。 ・普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。		
貯蓄預金	法人・個人		・納税準備のための預金です。 ・お利息は無税ですからお得です。	ご入金は自由 お引き出しは 納税時のみ	1円以上
納税準備預金	法人・個人		・商取引の代金決済に便利で安全な小切手、手形のご利用ができます。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	法人・個人		・まとめた資金の短期運用に大変便利です。 ・お引き出しの際は、2営業日前までにご連絡下さい。	7日以上	5,000円以上
通知預金	法人・個人		・まとめた資金を運用いただける預金です。金利は金融情勢や市場金利などに応じて決定します。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
定期預金	自由金利型定期預金 (大口定期預金)	法人・個人	・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	自由金利型定期預金(M型) (単利型) (スーパー定期預金(単利型))	法人・個人	・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。	3年以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	自由金利型定期預金(M型) (複利型) (スーパー定期預金(複利型))	個人のみ	・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。	3年	1,000円以上 1,000万円未満
	変動金利型定期預金	法人・個人	・お預入日から6ヶ月ごとに、金利を見直しする預金です。 ・単利型、複利型(個人限定)があり必要に応じて選択できます。		1,000円以上
	期日指定定期預金	個人のみ	・お預入は最長3年で、1年を経過した後は、告知頂ければお引き出し自由です。	3年(据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
定期積金	法人・個人		・目標の実現や、いざという時の備えに最適なプランです。安全確実に財産の基礎をつくることが出来ます。	・定額式は、 6ヶ月以上7年以内 ・目標式は、 1年以上5年以内	1回あたり 1,000円以上 1,000万円未満

## ◆融資のご案内◆

個人向けローン	内 容 と 特 色	ご融資金額	ご融資期間
カードローン (ステップ)	ご契約金額の範囲内であれば、何度でもご利用いただける便利なカードローンです。	10万円以上200万円以下 ただし、主婦・パート・アルバイトは30万円以下	契約期間3年の自動更新 ただし、65歳超は更新されません
フリーローン (ハッピー・クローバー)	お使い道はご自由です。 (ただし、事業資金は除きます)	10万円以上500万円以下 ただし、主婦・アルバイトは30万円以下	7年以内 (ただし、融資金額301万円以上は10年以内)
奨学ローン	受験費用・入学費用など学用資金にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以下 (1万円単位)	15年以内
マイカーローン	マイカー・オートバイの購入資金、修理費用・車検費用等にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以下 (1万円単位)	15年以内
リフォームローン	住宅のリフォーム関連資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以下 (1万円単位)	10年以内
カードローン (おまとめフリーローン)	お使い道はご自由です。	10万円以上200万円以下 (10万円単位)	原則1年の自動更新 ただし、満71歳超は更新されません
フリーローン (おまとめフリーローン)	お使い道はご自由です。	10万円以上500万円以下 (10万円単位)	10年以内、又は返済回数120回以内
住宅ローン・ベスト100	団体信用生命に加入できる方で、ご新築・お借換・リフォーム・中古住宅ご購入にご利用いただけます。	5,000万円以内 (1万円単位)	(1)新築住宅は35年以内 (2)中古・リフォームは25年以内 (3)借換は物件取得後、(1)(2)の期間内、若しくは20年以内
住宅ローン・ベスト85	団体信用生命に加入できない方でも、ご新築・お借換・リフォーム・中古住宅ご購入にご利用いただけます。	新築・リフォーム3,000万円以内 借換えは2,000万円以内 (1万円単位)	(1)新築住宅は35年以内 (2)中古・リフォームは25年以内 (3)借換は物件取得後、(1)(2)の期間内、若しくは20年以内

事業向けローン	内 容 と 特 色
しんくみパートナーズ	個人事業者専用のローンです。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。
しんくみビジネスローン	法人専用のローンです。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。
創業支援ローン	当組合の営業地域内で新たに事業を開始予定、または、事業開始後1年以内の法人および個人事業主の方のローンです。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。
太陽光事業ABL融資	太陽光設備に関するローンです。低圧～高圧発電事業迄ご利用いただけます。
一般融資	運転資金、設備資金など、用途ごとにご利用いただけます。
代理貸付融資	全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫の中からご利用いただけます。

## ◆その他のサービス◆

サービスの種類	内 容 と 特 色
個人向けインターネットバンキング	ご自宅のパソコンやスマートフォン・タブレット端末を利用して、ご契約口座の照会、振込と予約ができる個人向けサービスがご利用になります。
法人向けインターネットバンキング	事業所のパソコンを利用して、ご契約口座の照会、振込、データ伝送と予約ができる法人向けサービスがご利用になります。
為替サービス	全国の信用組合・信用金庫・銀行等へスピードに振込・送金や代金取立を致します。
キャッシュカードサービス	当組合のキャッシュカードで全国の金融機関及びゆうちょ銀行、セブン銀行等のCD・ATMをご利用になります。(法人キャッシュカードは除きます。)
加盟店サービスの取り扱い	JCB、三菱UFJニコスの加盟店の募集をしております。
年金・原爆手当の自動受取	それぞれの指定日にご指定の口座に自動的に振り込みされますので、お受け取りが確実でとても便利です。
自動支払サービス	公共料金・税金・クレジット代金等(HIT-LINEを含む)を、自動的にご指定の口座からお支払い致します。
夜間金庫	夜間の売上金を安全にお預かりします。(一部店舗ではお取扱いしておりません。)
外国為替(取次ぎ)	全国信用協同組合連合会を通じて、海外への送金・受取を行っております。
でんさいネット	手形等に代わる新しい資金決済サービスです。このサービスには、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称:でんさいネット)に全国の金融機関が参加し、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラでペーパーレスによる多くのメリットがあり、譲渡や割引(電債割引)も可能です。

## 組合員特別サービス

### ✿組合員には次の方が加入できます。(1口千円以上)

広島商銀の営業エリア（広島県・山口県・島根県・鳥取県・四国四県）に居住あるいは勤労に従事する個人の方、または営業エリア内で事業を営む中小企業者の方、及び事業所の役員の方。

### ✿特典1.定期預金利率がお得です。

「メンバーズ定期預金」(表示している金利の取扱期間は、令和5年9月29日まで)出資金1万円以上お持ちの個人の方を対象にし、1年もの年利を**0.30%**と致します。  
また、同一世帯のご家族の方には1年もの年利を**0.20%**と致します。  
なお、お預入れ額は、お一人様**10万円以上1,000万円迄**とします。



### ✿特典2.出資金には毎期事業成績に応じて配当金が支払われます。

令和4年度事業に係る配当金は年**1.50%**でした。  
※配当金は業績に応じてお支払いするもので、配当を保証するものではありません。

### ✿特典3.手数料がお得です。(令和5年6月末現在)

組合員の方は、手数料が優遇されています。

種類		組合員	通常
振込金額3万円以上の振込手数料	電信扱い	店内振込	<b>110円</b>
		本支店宛振込	<b>220円</b>
		他行宛振込	<b>495円</b>
	ATM利用	他行宛振込	<b>385円</b>
証明書の発行手数料(残高・支払利息)		<b>440円</b>	550円

※振込手数料については、個人組合員のみ適用となります。

## 商品のご案内

### 年金受給者特別サービス

『年金定期預金』(表示している金利の取扱期間は、令和5年9月29日まで)

### ✿特典1.定期預金の金利を優遇します。

当組合で、公的年金の受給口座をお持ちの方は、店頭表示金利より有利な金利でのお預け入れができます。  
ただし、対象となる年金は公的年金（国民年金・厚生年金・各種共済年金等）です。

〈年金定期預金・大輪定期預金パンフレット〉



### ✿特典2.ATM手数料がかかりません。(令和5年9月末現在)

全国の提携ATMをご利用され発生した手数料（振込手数料を除く）を負担された場合、1ヶ月4回を限度にお客様の口座へ返戻致します。

### ✿特典3.お誕生日にプレゼントを差し上げます。

健康長寿の願いを込めて、毎年、お誕生日にすてきなプレゼントを差し上げます。

## 融資のご案内

### 創業支援ローン

創業・第二創業開始に伴う運転資金・設備資金に

#### ○ご利用いただける方

- 当組合の営業地域内で新たに事業を開始予定、または、事業開始後1年以内の法人および個人事業主の方
- 当組合の組合員である方、または組合員となる資格を有する方
- その他、当組合所定の資格・要件を満たされる方

#### ○ご融資金額

- 運転資金 500万円以内
- 設備資金 1,000万円以内  
(運転・設備の合計1,000万円以内)

#### ○ご融資期間

- 運転資金 5年以内(据置期間6ヶ月以内含む)
- 設備資金 10年以内(据置期間6ヶ月以内含む)

#### ○ご融資利率・ご返済方法など

その他の融資条件の詳しい内容につきましては、お近くの店舗へお問い合わせください。



(創業支援ローン パンフレット)

## インターネットバンキングのご案内

### 個人のお客様

#### 振込・振替サービス

振込・振替、その予約がご利用いただけます。

### すべてのお客様

#### 残高照会サービス

ご利用口座の残高がご確認いただけます。



#### 入出金明細 照会サービス

ご利用口座の入出金明細がご確認いただけます。

### 法人または個人事業者のお客様



#### 振込サービス

振込・振替、その予約、取消、振込照会がご利用いただけます。



#### データ伝送 サービス

総合振込、給与・賞与振込がご利用いただけます。

※給与・賞与振込は、ご指定日の3営業日前までにデータ伝送が必要となります。



#### 振込入金明細 照会サービス

振込入金明細がご確認いただけます。

※ご利用の際は、事前にご登録(お申込)が必要です。

### ご利用いただける方

- ① 当組合の「普通預金(総合口座)」「当座預金」をお持ちの方
- ② インターネットに接続でき、電子メールアドレスをお持ちの方
- ③ 当組合の組合員の方 \* お申込時にご加入いただけます。

以上の条件をすべて満たす方

お申込・詳しいご案内は

当組合ホームページをご覧ください。

<https://www.shogin.com>

## 手数料一覧表(消費税込)

(令和5年6月末現在)

■内国為替手数料				同一店内宛	本支店宛	他行宛
振 込 手 数 料	窓 口	電 信 扱	3 万 円 以 上	330円	440円	660円
			3 万 円 未 満	110円	220円	495円
			個 人 組 合 員			
	A T M		3 万 円 以 上			550円
			3 万 円 未 満			385円
			組 合 員			
	インター ネット バン キ ン グ	個 人	3 万 円 以 上			220円
			3 万 円 未 満			165円
		法 人 ・ 事 業 者 (振込・総合振込)	3 万 円 以 上			440円
			3 万 円 未 満			275円
			法 人 ・ 事 業 者 (給与振込・賞与振込)			無料

(\*) 広島商銀・広島県信用組合・両備信用組合・備後信用組合の4組合です。

■ATM手数料(広島商銀のカードご利用)	広島商銀ATM	地域提携 (*)	セブン銀行ATM	しんくみお得ねっとATM	その他提携先ATM
通常	お預け入れ		無料	110円	110円
	お引き出し			無料	
規定時間外および休日	お預け入れ	-	無料	110円 (※)	220円
	お引き出し		110円 (※)	220円 (※)	

(※) 土曜日の9時~14時まで無料です。

■送金・代金取立等手数料(1件あたり)	金額	同一店内宛	本支店宛	他行宛
送 金	普 通 扱 ( 送 金 小 切 手 )		440円	660円
代 金 取 立	電 子 交 換 (電子交換所不参加金融機関への取立)	無料	440円	440円
	個 別 取 立	—	—	1,100円

■その他の取立関係手数料(1件あたり)	金額	■インターネットバンキング月額利用手数料	金額
振込・送金・代金取立の組戻し	1,100円	個人	無料
不渡手形・小切手返却料		法人・事業者	データ伝送なし 1,100円
取立手形・小切手店頭呈示料			データ伝送あり 2,530円

■発行手数料	単位	金額	■でんさい関連手数料	金額
残 高 証 明 書 ・ 支 払 利 息 証 明 書	1通	550円 (組合員) 440円	でんさい月間利用者手数料	無料
取 引 履 歴	1か月あたり	220円 (組合員) 110円	でんさい承諾・否認登録手数料	
	1 年 以 上	1,100円+11円×枚数	でんさい記録手数料(発生、譲渡、変更等)	660円
融 資 証 明 書	1億円以上 1億円未満	11,000円 5,500円	■その他手数料	金額
債 务 保 証 書	1通	1,100円	自動振替サービス	3 万 円 以 上 330円
自 己 宛 小 切 手	1枚	550円		3 万 円 未 滿 110円
当 座 小 切 手 帳	1冊	1,320円	夜 间 金 庫	1 か 月 3,300円
約 束 手 形 帳	1冊	1,650円	個 人 情 報 開 示	基 本 的 項 目 1,100円
■再発行手数料	単位	金額		そ の 他 項 目 1,650円
通帳・証書・証券・カード	1冊(枚)	1,100円		

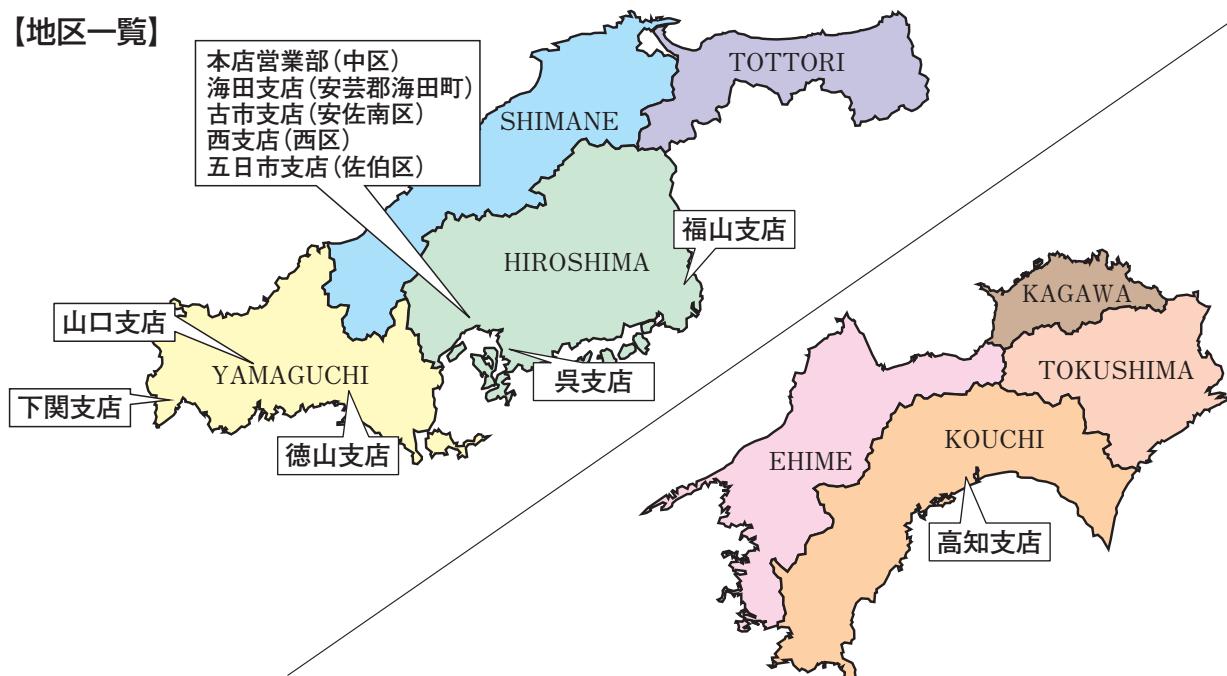
■両替事務手数料				
1~100枚	101~300枚	301~500枚	501~1000枚	1001枚~
無料	110円	220円	330円	1000枚毎に330円加算+端数は左記金額を加算する

※枚数は、申込または受取枚数のうち、いずれか多い枚数とする。※汚損紙幣・硬貨、および記念硬貨の両替は無料です。

■融資関連手数料			
不動産担保事務	新規設定1件につき	設定額1億円以上	66,000円
		設定額1千万円以上1億円未満	44,000円
		設定額1千万円未満	22,000円
		非事業性	22,000円
		追加担保設定(住宅ローンを除く)	22,000円
	変更1件(回)につき	極度額変更	11,000円
		担保物件の一部解除	11,000円
		担保物件の順位変動	11,000円
		事業資金	5,500円
		非事業資金	3,300円
期限前償還	事 業 資 金	お借入後3年以内	緑上返済元金額 × 1.0%
		お借入後3年超5年以内	緑上返済元金額 × 0.8%
		お借入後5年超10年以内	緑上返済元金額 × 0.5%
	非 事 業 資 金	全部緑上返済(7年以内)	3,300円
		一部緑上返済(1回につき)	3,300円
収益物件関連融資	5 千 万 円 超	ご融資金額 × 0.5% + 消費税 (但し、330万円を上限とする)	
	5 千 万 円 以 内	ご融資金額 × 0.8% + 消費税 (但し、55千円を下限とする)	

## 地区一覧／店舗一覧／ATM設置状況等

### 【地区一覧】



### 【店舗一覧(店舗名称・所在地等)、ATM設置状況】

(令和5年6月末現在)

店舗名	開設日	郵便番号	所在地	電話番号	ATM台数
本店営業部	昭和36年11月1日	730-0024	広島市中区西平塚町4番12号	(082)244-3151	1
福山支店	昭和38年6月21日	720-0812	福山市霞町1丁目2番5号	(084)922-0600	1
呉支店	昭和39年9月5日	737-0045	呉市本通4丁目6番13号	(0823)21-2255	1
海田支店	昭和43年5月11日	736-0046	安芸郡海田町窪町5番1号	(082)823-4301	1
古市支店	昭和47年5月10日	731-0123	広島市安佐南区古市3丁目5番10号	(082)877-5111	1
西支店	昭和41年1月29日	733-0023	広島市西区都町24番15号	(082)292-1315	1
五日市支店	平成8年6月24日	731-5128	広島市佐伯区五日市中央3丁目6番64号	(082)923-4545	1
下関支店	平成11年2月22日	751-0873	下関市秋根西町1丁目7番10号	(083)263-1200	1
徳山支店	平成11年2月22日	745-0004	周南市毛利町3丁目15番1	(0834)22-3336	1
山口支店	平成11年2月22日	753-0821	山口市葵1丁目4番77号	(083)932-1550	1
高知支店	平成13年11月12日	780-0056	高知市北本町3丁目10番48号	(088)884-1111	1

(注)店舗外のATM(現金自動預払機)は設置しておりません。

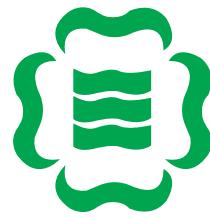
### 【ATM利用時間帯のご案内】

当組合	平日	土・日・祝日
銀行・信用金庫・信用組合等の提携先	9:00~17:00	ご利用できません
セブン銀行・ゆうちょ銀行		
ピュアルッテ、コンビニ等の提携先ATM	8:00~21:00	

(注)ご利用の時間帯によっては手数料が必要な場合があります。

### 【キャッシュカード】 【紛失・盗難連絡先】

最寄りの営業店又はしんくみ  
ATMセンター「0120-289-  
280」へご連絡下さい。



信用組合 広島商銀

発行 令和5年7月  
編集 信用組合 広島商銀 総合企画部  
TEL (082)244-3152  
FAX (082)246-4388  
<https://www.shogin.com/>